

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告  
平成十八年六月六日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ 高松市扇町二丁目三六〇番二ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
  - 1 市道における通行の安全と円滑の確保を図るための方策を講じること。
  - 2 ゴミ・清掃、除草等を定期的に行う等、周辺の道路の適正利用促進に努めること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
  - 1 意見書を提出した者  
高松市内に居住する者
  - 2 意見の概要
    - 一 一般車両の通行により、来客用駐車場が通路化する恐れがあることから、周辺住民の生活環境を悪化させないよう、交通安全の確保や騒音の防止など、必要な対策を講じること。
    - 二 荷さばき及び廃棄物等収集作業に伴う騒音が、周辺住民の生活環境に影響を与えないよう、必要な対策を講じること。
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - 1 縦覧場所  
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
  - 2 縦覧期間  
平成十八年十月三十一日（火曜日）から同年十一月三十日（木曜日）まで